

佐久広域連合告示第4号

令和3年佐久広域連合議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和3年9月13日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 令和3年10月4日（月）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	清 水 喜久男	2番	田 邊 久 夫
3番	土 屋 利 江	4番	柳 澤 潔
5番	吉 川 友 子	6番	市 川 稔 宣
7番	神 津 正	8番	内 藤 祐 子
9番	三 石 義 文	10番	有 坂 辰 六
11番	渡 邊 光	12番	菊 池 今朝造
13番	中 田 征 洋	14番	高見澤 一 好
15番	石 井 正 行	16番	出 浦 修 身
17番	土 屋 好 生	18番	遠 山 隆 雄
19番	五 味 高 明	20番	荻 原 謙 一
21番	田 中 三 江	22番	今 井 英 昭

不応招議員（なし）

令和3年佐久広域連合議会第2回定例会

令和3年10月4日（月曜日）

議事日程（第4号）

開会宣告

仮議席の指定

諸般の報告

新議員紹介

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員指名

第 3 会期決定

第 4 常任委員会委員の選任

第 5 議会運営委員会委員の選任及び副委員長の互選

（休憩）

第 6 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第19号 専決処分の報告について

議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について

議案第22号 令和2年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について

議案第23号 令和2年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第24号 令和2年度佐久広域食肉流通センター特別会計歳入歳出決算認定について

議案第25号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）について

議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について

議案第27号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）について

議案第28号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）について

第 7 一般質問

第 8 議案質疑・討論・採決

第 9 議案委員会付託

（休憩）

第10 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第11 閉会宣告

出席議員（21名）

1番	清水喜久男	2番	田邊久夫
3番	土屋利江	4番	柳澤潔
5番	吉川友子	6番	市川稔宣
7番	神津正	8番	内藤祐子
9番	三石義文	11番	渡邊光
12番	菊池今朝造	13番	中田征洋
14番	高見澤一好	15番	石井正行
16番	出浦修身	17番	土屋好生
18番	遠山隆雄	19番	五味高明
20番	荻原謙一	21番	田中三江
22番	今井英昭		

欠席議員（1名）

10番 有坂辰六

## 説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二	代表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博
代表 副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助	代表 副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進
副広域連合長 (小海町長)	黒澤弘	副広域連合長 (川上村長)	由井明彦
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保	副広域連合長 (北相木村長)	井出利秋
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木勝	副広域連合長 (御代田副町長)	内堀豊彦
副広域連合長 (立科町長)	両角正芳	監査委員	柳澤治
会計管理者	比田井毅	事務局長	小林聖
消防長	黒岩亨	消防次長	小林透
福祉課長	菊原秀浩	成年後見支援センター・ 障害者相談支援センター所長	塩川さゆり
清和寮寮長	木次洋史	豊昇園所長	相澤昇
総務課長	春山也寸志		

---

## 議会事務局

事務局次長 塩川秀治 庶務係長 井上祐二

---

## ◎開会宣告

(午後 1時28分)

○議長（柳澤 潔） それでは、ただいまから令和3年佐久広域連合議会第3回定例会を開会いたします。

現在までの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

最初に、報告事項を申し上げます。

10番、有坂議員が所用のため、本日の会議に欠席する旨の届けが提出されておりますので、御承知願います。

例月出納検査結果報告書が提出され、お手元にご配付してありますので、ご覧願います。

本会議傍聴のため、申込みがございますので、これを許可してあります。

また、報道機関並びに広報取材のため申込みがあり、これを許可してありますので、ご承知願います。

---

## ◎仮議席の指定

○議長（柳澤 潔） 次に、議事進行上、仮議席の指定を行います。新たに選出されました連合議員の仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

---

## ◎諸般の報告

○議長（柳澤 潔） 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。

本件につきましては、印刷してお手元にご配付してありますので、ご覧願うこととして、朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

---

## ◎新議員の紹介

○議長（柳澤 潔） 新議員の紹介をいたします。

新議員は、御代田町議会議長、五味高明議員、御代田町議会副議長、荻原謙一議員の2名であります。

ここで、新たに連合議員になられた御代田町議会副議長、荻原謙一議員より、ご挨拶をお願いい

たします。荻原議員、登壇願います。

〔御代田町議会副議長 荻原謙一登壇〕

○20番（荻原謙一） 御代田町議会議員選任の副議長の荻原謙一です。

微力でございますが、誠心誠意努めてまいりますので、皆さん、ご指導よろしくお願ひいたします。

○議長（柳澤 潔） なお、五味議員におかれましては再任のため、議会先例により挨拶は省略いたします。

---

### ◎日程第1 議席の指定

○議長（柳澤 潔） 本日の議事は、議事日程表をもって進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

会議規則4条の規定により、議長において指名いたします。19番、五味高明議員、20番、荻原謙一議員、以上のとおり指定いたします。

---

### ◎日程第2 会議録署名議員指名

○議長（柳澤 潔） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番、出浦修身議員、18番、遠山隆雄議員の2名を指名いたします。

---

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（柳澤 潔） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、8月23日に議会運営委員会が開かれ、ご協議願っておりますので、その結果について委員長からご報告願うことにいたします。

9番、三石議会運営委員長。

〔議会運営委員長 三石義文登壇〕

○議会運営委員長（三石義文） 議会運営委員長の三石義文であります。

議会運営委員会の報告をいたします。

去る8月23日、佐久広域連合議会第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、専決処分報告1件、決算認定5件、予算案4件の計10件であります。一般質問の通告者は、内藤議員1名であります。

また、議事日程はお手元にご配付いたしましたとおりであります。会期につきましては、本日一日間といたします。

なお、本日の議会運営委員会において、一般質問の時間につきましては、議会先例により60分となっておりますが、今回に限り40分と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、ご報告申し上げます。

○議長（柳澤 潔） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

#### ◎日程第4 常任委員会委員の選任

○議長（柳澤 潔） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

欠員となっております、常任委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

総務委員会委員に五味高明議員、社会文教委員会委員に荻原謙一議員。

以上のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 議会運営委員会委員の選任及び副委員長の互選

○議長（柳澤 潔） 日程第5、議会運営委員会委員の選任及び副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、佐久広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。



よって、議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に、五味高明議員、以上のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

続いて、議会運営委員会の副委員長の互選を行います。

議会運営委員会の議員は、委員会を開き、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（午後 1 時 3 5 分）

---

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1 時 4 4 分）

○議長（柳澤 潔） 議会運営委員会副委員長の互選の結果について、報告がありましたので申し上げます。

議会運営委員会副委員長、五味高明議員、以上、ご報告を申し上げます。

---

### ◎日程第 6 議案の上程

○議長（柳澤 潔） 日程第 6、議案の上程をいたします。

連合長から提出がありました、議案第 19 号から議案第 28 号までを一括上程いたします。

議案の件名につきましては、お手元にご配付いたしました議事日程表に記載してあるとおりであります。

次に、連合長から招集あいさつ並びに議案の総括説明を求めます。

柳田連合長。

〔広域連合長 柳田清二登壇〕

○連合長（柳田清二） 招集のご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和 3 年佐久広域連合議会第 3 回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にご参集をいただき、議会が開会できましたことに厚く御礼を申し上げます。

初めに、長野県内や佐久圏域におきましても、新型コロナウイルス感染症の陽性者が日々確認されている中、対応に当たられている医療関係者の皆様に、改めて感謝を申し上げますとともに、感染された皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

それでは、議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、3点申し上げます。

1点目といたしまして、本年3月31日をもって閉場となりました、佐久広域食肉流通センター跡地の財産処分について、ご報告させていただきます。

当初計画では、今年度は解体に向けた設計監理業務や解体工事などを予算化し、この10月議会において解体工事に係るご決議をいただき、3月をめどに解体工事を進め、令和4年度には土地の測量や不動産鑑定を行った上で売却することとしておりました。

しかしながら、今年度に入りまして、複数の業者から、建物つきでの購入の話をいただいたことに伴いまして、第2回定例会終了後に臨時の正副連合長会議を開催し、協議を行いました。

その結果、建物つきでの売却により、解体工事費等が大幅に削減でき、財政的なメリットが大きいため、まずは建物つきでの土地売却を進めていくことといたしましたので、ご報告させていただきます。

現在は売却に向けた土地の測量・分筆・不動産鑑定などの各種手続を進めているところでございます。

2点目といたしまして、社会福祉施設の運営状況について申し上げます。当広域連合が運営いたします豊昇園・塩名田苑・清和寮は、例年、お盆から敬老の日を迎える8月・9月にかけてご家族の面会者が多くなります。

ご承知のとおり、本年は新型コロナウイルス感染症のいわゆる第5波によって、新規感染者がこれまでにない拡大状況となり、それぞれ施設では原則として面会の自粛をお願いしたところでございます。

こうした中、それぞれの施設の入所者、職員については、この8月までに2回のワクチン接種が完了し、また国から社会福祉施設に対して、7月以降順次、抗原検査キットが配布され、職員の感染初期症状が認められた場合には、その検査キットを使用し、感染拡大防止策を講じるものとしております。

いずれにいたしましても、ワクチンの優先接種が終わり、現時点での感染事象はありませんが、ひとたび感染となりますと、地域からの受入れなど、施設機能が停止してしまいますので、引き続き感染防止対策の徹底をしていくものといたします。

3点目といたしまして、消防関係について申し上げます。

本年7月3日、午前10時30分頃に発生いたしました、静岡県熱海市土石流災害における緊急消防援助隊、佐久広域消防部隊の活動状況についてご報告いたします。

初めに、この場をお借りいたしまして被害に遭われた方々にお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

緊急消防援助隊による現地での活動は、災害発生日の夕刻から、静岡県近隣の他県消防部隊に

よりまず捜索活動が開始されましたが、捜索活動の長期化が予想されることから、7月11日に総務省消防庁から佐久広域消防本部へ出動要請がありました。

それに伴いまして、翌日の7月12日から20日までの9日間に、佐久広域消防本部から消火・救助部隊を述べ8隊、隊員44名を派遣いたしました。

現地での主な活動といたしましては、ぬかるみに足を取られながら堆積した土砂を掘り起こし、バケツを使用し搬出する地道な作業の繰り返しでありましたが、要救助者を一刻でも早く発見し、家族の下にお返ししたいという気持ちで、捜索活動を行いました。

続きまして、消防における新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第5波を受けまして、住民生活に支障を来すことのないよう、業務継続計画を基に、暮らしの安心安全が確保できる体制を維持しながら、また有事の際に迅速に対応する時差出勤や休日勤務を取り入れ、感染防止に努めております。

このような中、東京都内で陽性が確認され、保健所から自宅療養とされた方が、自宅療養期間中にもかかわらず、佐久広域圏内に移動し、その後、容体の悪化により圏内の医療機関へ緊急搬送されるという事例が複数回発生いたしました。

このようなことは、コロナ対策の根幹を揺るがすが、あつてはならない重大な事案であり、また圏内の医療環境に重大な影響を及ぼすことから、長野県から東京都に対して、県境をまたぐ移動の自粛徹底をお願いいたしました。

都の担当者からは県に対しまして、本事案に対する謝罪や、都内保健所へ注意喚起を行っていくとの連絡があったところでございます。

このことを受けまして、県では国に対しまして、陽性が確認された方の行動管理など、感染拡大を防止するための法改正の検討を要請していくこととなりました。

いずれにいたしましても、圏域住民の皆様におかれましては、一人一人のさらなる行動変容が必要であり、これまで以上に飛沫感染・接触感染等を意識し、換気・手洗い・消毒・マスクの正しい着用や、人との距離の確保など、基本的な感染防止対策をお願いするものであります。

また、感染拡大地域との往来につきましても、できるだけ控えていただきますようお願いいたします。

以上、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢等について、3点申し上げたところであります。

引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、専決処分報告1件、決算認定5件、予算案4件の合わせて10件です。

初めに、専決処分報告について申し上げます。これは、大雨による静岡県熱海市伊豆山で発生いたしました土砂災害に伴いまして、令和3年度佐久広域消防特別会計の7月補正予算を、本年7月9日付で専決処分したことにつきまして、議会に報告し、ご承認をお願いするものです。

次に、決算認定についてご説明申し上げます。これは、令和2年度佐久広域連合一般会計及び4特別会計の決算につきまして、それぞれの監査委員の意見を付して報告し、議会の認定をお願いするものであります。

続いて、予算案についてご説明申し上げます。議案第25号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ90万6,000円を増額し、総額を10億7,652万7,000円としようとするものでございます。

議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ24万円を増額し、総額を23億8,064万円としようとするものでございます。

議案第27号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ8万3,000円を増額し、総額を5億5,908万3,000円としようとするものでございます。

議案第28号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ7万6,000円を増額し、総額を2億2,607万6,000円としようとするものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては事務局長と消防長より説明をいたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、総括説明とさせていただきます。

---

#### ◎議案第19号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第19号の説明を求めます。

黒岩消防長。

〔消防長 黒岩亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） 議案第19号 専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり5ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第1号）は、令和3年7月3日、静岡県熱海市伊豆山で発生いたしました土石流災害に伴う緊急消防援助隊派遣に係る経費につきまして、令和3年7月9日に専決処分したことにつきまして、議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

補正予算書の1ページをお願い申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ23億8,040万円とするものでございます。

次に、事項別説明書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、8款、国庫支出金の増額で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

歳出につきましては、1款、消防本部費でございます。内訳につきましては、派遣に係る職員手当、旅費、需用費等でございます。

このたびの派遣に係る経費につきましては、全て国からの負担金として交付されます。  
以上、議案第19号 専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、  
よろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第20号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第20号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第20号の説明を申し上げます前に、令和2年度の一般会計と、4つの特別会計の総額につきましてご説明を申し上げます。

お手元にご配付しております議案つづり、緑色の表紙、令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の説明書をご覧いただきたいと思います。

それでは、決算説明書の1ページをご覧ください。

佐久広域連合一般会計と4つの特別会計の予算総額は、予算現額38億3,638万9,000円に対しまして、歳入決算額は38億3,639万5,456円、歳出決算額は38億2,913万6,701円で行いました。

この結果、歳入歳出差引額は725万8,755円をもって、決算を終了いたしました。

それでは、議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

同じく、決算説明書の2ページ上段の表をご覧ください。

一般会計の予算現額7億5,082万9,000円に対しまして、歳入決算額は7億5,082万4,282円、歳出決算額は7億5,022万8,573円で、執行率は99.92%で行いました。

この結果、歳入歳出差引額59万5,709円をもって決算を終了いたしました。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。

主な歳入でございますが、1款、分担金及び負担金は、市町村からの分担金でございます。

また、2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及び霊柩車使用料でございます。

次に、4ページから5ページにかけてご覧いただきたいと思います。

主な歳出につきまして申し上げます。

1款、議会費では、定例会や議会運営委員会の開催に関わる経費。

2款、総務費では、一般管理費として事務所使用料、企画費として未来を拓く地域づくり推進事業、FMラジオ番組制作及び放送業務委託料等であります。

3款、民生費につきましては、介護認定審査会費の委員報酬、障害者相談支援センター運営費な

どが主な支出でございます。

5ページをお願いいたします。

中段、4款、衛生費につきましては、火葬場費として火葬業務等委託料、地域医療運営費として佐久医療センターの救命救急センター及び周産期医療病床に対する補助金などがございます。

5款、教育費につきましては、視聴覚教材、DVD購入費などが主なものでございます。

次に、ページが飛びますが、11ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは基金運用の状況でございます。下段の(4)広域連合財政調整基金につきましては、市町村分担金の年度間調整のため、年度中に83万4,000円を積み立て、7,427万6,000円を取り崩し、令和2年度末、現在高はゼロ円でございます。

以上、議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計決算認定について、ご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第21号の説明

○議長(柳澤 潔) 次に、議案第21号の説明を求めます。

黒岩消防長。

[消防長 黒岩亨登壇]

○消防長(黒岩 亨) 議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

引き続き、緑色の表紙の令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算説明書、6ページ、下段をご覧いただきたいと存じます。

消防特別会計は、消防本部の1本部、7消防署、1分遣所に関わる経費でございます。

予算現額21億9,848万9,000円に対しまして、歳入決算額は21億9,849万1,439円で、収入率は100%、歳出決算額は21億9,525万1,137円で、執行率は99.85%でございました。

この結果、歳入歳出差引額324万302円をもって決算を終了いたしました。

消防特別会計の主な歳入は、市町村からの分担金でございます。ほか、使用料及び手数料等がございます。

7ページをご覧いただきたいと存じます。

主な歳出につきましては、消防本部費では消防救急業務用無線設備点検業務、指令台保守委託料、資機材積載車購入費などがございます。

消防署費では、佐久消防署及び軽井沢消防署、並びに川西消防署の高規格救急自動車及び高度救命措置用資器材購入費などがございます。

次に、飛びまして、12ページ中段をご覧いただきたいと存じます。

(7)の消防施設整備基金は、年度中に5,000万円を積み立て、年度末現在高は1億円でございます。

以上、議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第22号から議案第24号までの説明

○議長(柳澤 潔) 次に、議案第22号から議案第24号までの説明を求めます。

小林事務局長。

[事務局長 小林聖登壇]

○事務局長(小林 聖) 議案第22号から議案第24号までの3議案につきまして、順にご説明申し上げます。

初めに、議案第22号 令和2年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

引き続き、決算説明書をご覧いただきたいと思います。

7ページ、下段の表をご覧ください。

こちらは、豊昇園、塩名田苑の2施設の運営に関わる経費でございます。

予算現額5億5,004万5,000円に対しまして、歳入決算額は5億5,004万8,175円で、収入率は100%。歳出決算額は5億4,796万4,315円で、執行率は99.62%でした。

この結果、歳入歳出差引額208万3,860円をもって決算を終了いたしました。

2施設とも、主な歳入はサービス収入でございます。また、主な歳出につきましては、人件費のほか、給食調理業務委託料、特殊機械浴槽購入費などがございます。

次に、11ページ上段をご覧いただきたいと存じます。

社会福祉施設に関わる基金運用の状況でございますが、(1)佐久広域社会福祉施設財政調整基金は、年度中に6万7,000円を積み立て、1億4,495万3,000円を取り崩しまして、年度末現在高は5億8,930万83円でございます。

次に、議案第23号 令和2年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。

決算説明書の9ページにお戻りいただきまして、中段の表をご覧いただきたいと存じます。

これは、救護施設清和寮の運営に関わる経費でございます。

予算現額2億1,880万3,000円に対しまして、歳入決算額は2億1,880万6,251円で、収入率は100%、歳出決算額は2億1,777万8,781円で、執行率は99.53%ございました。

この結果、歳入歳出差引額102万7,470円をもって、決算を終了いたしました。

主な歳入につきましては、県市負担金及び自己負担金でございます。また、主な歳出につきましては、職員人件費のほか、給食調理業務委託料などがございます。

次に、11ページ中段をご覧くださいと存じます。

救護施設に関わる基金運用の状況でございますが、(2)佐久広域救護施設財政調整基金は、年度中に2万6,000円を積み立て、2,289万6,000円を取り崩し、年度末現在高は6,345万3,791円でございます。

次に、議案第24号 令和2年度佐久広域食肉流通センター特別会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明申し上げます。

決算説明書10ページにお戻りいただきまして、上段の表をご覧くださいと存じます。

予算現額1億1,822万3,000円に対しまして、歳入決算額は1億1,822万5,309円で、収入率は100%、歳出決算額は1億1,791万3,895円で、執行率が99.73%ございました。

この結果、歳入歳出差引額31万1,414円をもって決算を終了いたしました。

主な歳入につきましては、使用料及び手数料及び繰越・繰入金でございます。

また、主な歳出につきましては、佐久食肉公社への業務委託料でございます。

次に11ページ下段をご覧くださいと存じます。

基金の運用状況でございますが、(3)佐久広域食肉流通センター財政調整基金は、年度中に1万4,000円を積み立て、年度末現在高は3,924万8,320円でございます。

以上、議案第22号から議案第24号まで一括して決算概要をご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

○議長(柳澤 潔) ここで、監査委員から一般会計及び各特別会計の決算審査結果の報告を求めます。

柳澤監査委員。

[監査委員 柳澤治登壇]

○監査委員(柳澤 治) 代表監査委員の柳澤でございます。

令和2年度佐久広域連合決算の審査結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本審査は、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づきまして、広域連合長から審査に付されました、令和2年度佐久広域連合一般会計、消防特別会計、特別養護老人ホーム特別会計、救護施設特別会計、食肉流通センター特別会計の、以上5会計における歳入歳出決算書及び決算附属書類並びに財産に関する調書、また基金の運用状況に関する調書等について、令和3年8月2日、3日、4日の3日間にわたり、田中監査委員と審査を行いました。



審査にあたり、比田井会計管理者、小林事務局長、並びに黒岩消防長をはじめ、関係する担当職員から詳細な内容を聴取するとともに、関係書類を慎重に審査いたしました。

その結果、決算書類及び関係調書等、いずれも関係法令等に基づき作成されており、各会計とともに計数は正確で、予算執行、事務処理及び事業執行は適正であることを認めました。

各会計の執行状況及びこれらに対する意見については、既に広域連合長宛てに提出いたしました決算審査意見書に述べたとおりであります。

皆様のお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

一人一人が広域連合職員としての自覚と責任を持ち、住民の安心安全と福祉の向上に向け、職務に精励いただくことをお願いし、決算審査の結果報告といたします。

---

### ◎議案第 2 5 号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第 2 5 号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第 2 5 号 令和 3 年度佐久広域連合一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案つづり 1 3 ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 7, 6 5 2 万 7, 0 0 0 円としようとするものでございます。

次に、4 ページから 5 ページをお願いいたします。

歳入の主な補正につきましては、令和 2 年度最終専決補正で財政調整基金に積み立てました、市町村分担金不用額と、令和 2 年度繰越金について、財政調整基金から繰り入れるとともに、地域発元気づくり支援金の交付決定による県支出金をもって本年度の市町村分担金と調整しようとするもので、4 款、繰入金で財政調整基金からの繰入金 4, 9 1 3 万 6, 0 0 0 円、6 款、県支出金で 4 6 2 万円をそれぞれ増額し、1 款、市町村分担金 5, 3 7 5 万 6, 0 0 0 円を減額しようとするものでございます。

また、7 款、繰越金 9 0 万 6, 0 0 0 円につきましては、一般会計のほか、前年度末をもって閉場となりました食肉流通センター特別会計の繰越金を含んでおります。

次に、6 ページをご覧ください。

歳出でございますが、2 款、総務費は前年度繰越金について、財政調整基金へ積立てをお願いするものでございます。

以上、議案第 2 5 号 令和 3 年度佐久広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申

上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第26号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第26号の説明を求めます。

黒岩消防長。

〔消防長 黒岩亨登壇〕

○消防長（黒岩 亨） 議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案つづり14ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,064万円とするものでございます。

次に、事項別明細書の3ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款、分担金及び負担金の減額から、5款、繰入金の増額につきましては、令和2年度最終専決に伴う市町村分担金不用額と、本年度分担金の調整でございます。

6款、繰越金は、前年度繰越金の確定による増額でございます。

歳出につきましては、1款、消防本部費に前年度繰越金について財政調整基金への積立てをお願いするものでございます。

以上、議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第27号、議案第28号の説明

○議長（柳澤 潔） 次に、議案第27号及び議案第28号の説明を求めます。

小林事務局長。

〔事務局長 小林聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 議案第27号及び議案第28号につきまして、順にご説明を申し上げます。

初めに、議案第27号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案つづり15ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,908万3,000円としようとするものでございます。

4ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、5款、繰越金に豊昇園、塩名田苑ともに前年度決算に伴う増額をお願いするものでございます。

次に5ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款、民生費に豊昇園、塩名田苑ともに前年度決算に伴う財政調整基金積立金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、議案第28号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

議案つづり16ページ及びそれ以降の補正予算書をご覧いただきたいと存じます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,607万6,000円としようとするものでございます。

次に、事項別明細書の4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款、寄附金に寄附金を、6款、繰越金に前年度決算に伴う増額をそれぞれお願いするものでございます。

歳出につきましては、1款、民生費に前年度決算に伴う財政調整基金に積立金の増額を、施設備品購入費の増額をお願いするものでございます。

以上、議案第27号及び議案第28号について、一括してご説明を申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

## ◎日程第7 一般質問

○議長（柳澤 潔） これをもって、全議案に対する説明は終結いたしました。

日程第7、一般質問を行います。一般質問の通告者は、8番、内藤祐子議員、1名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について、ご協力をお願いいたします。

内藤祐子議員の質問を許します。8番、内藤議員。

〔佐久市議会議員 内藤祐子登壇〕

○8番（内藤祐子） 皆さん、こんにちは。8番、内藤祐子です。

広域連合議員として初めての新人ですので、初めての質問をさせていただきたいと思います。

広域連合として取り組んでいる事業の大きな柱は福祉であると認識しています。市町村を越えての取組の必要性から、最もふさわしい事業であると考えています。

と同時に、広域であるが故の課題もあるかと思います。課題からの改善がサービスを必要としている人に届くことこそ大事ではないでしょうか。それらを共通認識とする意味でも、今回一般質問をしていきたいと思います。

まず1として、広域連合の大きな柱の一つである福祉の課題の現状と課題について伺います。

(1)として、まず成年後見支援について伺います。成年後見制度は、2000年に判断能力が不十分な障がい者や認知高齢者の権利擁護のために、つまり、だまされたり不利益を被らないために発足した制度です。

しかし、その手続や費用負担等の課題がとても大きく、個人的には活用が広がらないことが課題としてずっと続いていました。佐久圏域でも様々な経過を経て、現在は佐久市社協へ業務委託となっています。

成年後見については、その必要性は強く感じているものの、なかなか後見人選定までには至らないことが多いと今も伺っています。個人での後見人契約には、経費の面での困難さがあり、こうした法人後見が求められてきた方向だと確信しています。

広域計画には令和元年度までの市町村別相談者数、法人後見数が記載されていますが、その一覧を見る中でも、相談数の割にそれほど急激に契約数が増えているようには見えない状況があります。

まず、直近の令和2年度は、何人相談があり、契約に至ったのか。我々の経過の中で把握している課題は広域としてどう捉えているのかお伺いします。

次に(2)として、障害者相談支援センターについて伺います。

2007年、佐久市が事業主体となり、力のある民間事業者からコーディネーターが選任され、どんな相談にも対応する窓口が一本化されたものとして、大きな期待の中でスタートしたと記憶しています。

その後、運営は広域連合へ移行してきました。相談支援体制は徐々に整ってきたように感じますが、それでもまだ、どこに相談したらいいのか分からないという声も多く伺っています。

この相談支援センターに、最近医療的ケア児コーディネーターが新設されたことも大きな前進だと伺っています。

正直なところ、私がいろいろ相談を受ける内容は、仕事をしたい、どこか就職先は紹介してもらえないか、家にずっといるばかりでどこか日中の居場所はないかというものが多く感じています。

コーディネーターの方もさぞ大変とは思いますが、実際にコーディネートする先の社会資源、障害者が働く場所、居場所が少ないということを痛感していますし、コーディネーターの皆さんも同様のジレンマがあるのではないかと推測しています。

その実情については、どう把握しているのか、課題をどう認識しているのかお伺いしたいと思います。

(3)として、障害者自立支援協議会について伺います。

これまで、自立支援法に合わせて、佐久圏域で自立支援協議会が広く官民協議体として発足し、協議されてきました。その理想はすばらしいものでしたが、これまでも議論の場になっていないとか、各部会、これまでは市町村、療育、権利擁護、暮らし、就労支援、相談支援、地域移行地域定

着、全てにおいて部会運営されてきましたけれども、そのこれまでの総括がホームページにも掲載されてきました。全ての部会において運営の見直しが必要であると、これまでの運営の検証がなされ、現在は市町村ごとの協議会に移行したと伺いました。

広い長野県の中で、その圏域ごとの特徴があり、特性があり、客観的に見てもこれまでの形式でうまくいっているところもあります。行き詰まっているところ、それぞれですけれども、佐久圏域において、市町村単位での協議になったことは、これまでの反省から総論で協議していても、具体的な統一的な対策が打ち出されず、実情の共有から一歩進めなかった状況から、より具体的な施策展開を模索できるという意味で、期待したいと思っています。

ここで、これまでの協議会の検証と、改変されてからの実際にどのように運営されているのか、どんな形態で、どんな内容を協議されているのか。さらに、市町村協議を受けて、広域としてどう集約し、課題の具体化のためにどんな筋道を立てていかれるのか。まだ方向性の段階ではあるかと思いますが、以上3点についてお伺いしたいと思います。ここからは以上です。

○議長（柳澤 潔） 小林事務局長。

〔事務局長 小林聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 広域連合の福祉事業に関するご質問に順次お答えいたします。

初めに、（１）の成年後見支援センターについてのご質問にお答えいたします。

ご存じのとおり、成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により、判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護の契約等を支援し、権利を守ることを目的として、平成12年4月から施行された制度でございます。

具体的には、家庭裁判所から選任されました成年後見人等が、判断能力が不十分な方の預貯金や不動産などを管理したり、ご本人に代わり必要な福祉サービスや医療が受けられるよう、利用契約の締結や医療費の支払いなどを行います。

センター設立の経過につきましては、平成21年11月、当時の佐久障害者自立支援協議会、権利擁護・成年後見部会より、成年後見制度の利用が低調であることから、佐久広域連合へ制度利用の支援体制が課題であるという提言を受けまして、平成22年6月に、佐久圏域成年後見支援センター検討委員会を設置いたしました。

この検討委員会から、中核を担う推進機関の設置が必要であるとの報告、及び県の広域圏ごとの推進機関設置方針も重なりまして、平成24年4月に、成年後見支援センター設置に至りました。

このセンターでは相談窓口を開設し、住民の皆様からの相談や成年後見制度の普及、啓発に関する研修会等の開催により、制度の周知に努めてまいりました。

しかしながら、成年後見の役割を担うことができる法人が、社会福祉法人等に限られておりまして、資力に乏しい、あるいは身寄りがいないなどの理由により、後見人の引き受け手がない方に対して、支援を行うことができないという課題がございました。

このことから、平成28年4月より、佐久市社会福祉協議会に業務を委託することにより、資力が乏しいなどの理由によりまして、後見人の引き受け手がいない方に対して、制度の利用促進に努めてきておるところでございます。

令和2年度の実績につきましては、新規相談者が119名で、このうち成年後見人等の選任に至った方が11名であります。

業務を委託しました平成28年度からの累計では23名の方に成年後見人等を選任しております。佐久圏域における成年後見制度に関する課題につきましては、2点あると考えております。

1点目は、権利擁護に関する支援が必要な方の把握でございます。地域の認知症や知的障がい、精神障がい等、支援を必要とする方に早い段階から関わることにより、支援体制の充実、及び制度の利用促進につながります。

そのためには、権利擁護に関する支援を必要とする方がどのくらいいるのか、早めに把握する必要がありますので、実態把握に向けて市町村や社会福祉協議会等と情報共有を密にしていきたいと思いますと考えております。

2点目につきましては、今後、少子高齢化が進み、成年後見制度を必要とする方の増大が見込まれます。制度が必要な方が円滑に制度を利用できるよう、委託先を増やすなど、支援体制の強化に向けまして、市町村等と連携していきたいと考えております。

次に（2）障害者相談支援センターについてのご質問についてお答えいたします。

佐久広域連合障害者相談支援センターは、平成19年4月より佐久市が代表市町村として運営をしておりました、佐久障害者相談支援センターの業務移管の要望を受けまして、平成24年4月から佐久広域連合が運営しております。

さらに、平成30年4月からは、基幹相談支援センターとして、困難ケースへの対応や、地域の相談支援体制の強化に努めてきております。

また、今年度より新たに看護師資格を有する医療的ケア児等コーディネーター1名を配置し、医療的ケア児と、その家族に対する支援体制の整備に向けた取組を始めたところでございます。

障害者相談支援センターにおける令和2年度の相談件数でございますが、4,707件で、その内容につきましては、福祉サービスの利用や、障がい受容に関する相談、就労に関する相談など、多岐にわたっております。

障害者相談支援センターでは、様々な相談に対し、障がい者やその家族と向き合い、住み慣れた地域で安定した生活ができるよう、市町村、サービス事業者と連携いたしまして、福祉サービスの提供等、生活設計のお手伝いをさせていただいております。

ご指摘をいただきましたとおり、センターにおきましてもそれぞれの障がい特性に合った日中の居場所や就業先を探すのは大変困難と感じております。

特に、障がい児や発達障がいのような、特別な支援が必要となる方が利用できる施設の充実が課

題と考えております。

このような課題につきましては、市町村や佐久圏域障害者自立支援協議会と情報を共有いたしまして、障がい児や発達障がい者の居場所や就業先の拡充について検討してまいりたいと考えております。

引き続き、多様なニーズに対応するため、医療・保健・雇用・教育等の関連分野との連携強化を図り、障がい者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の強化に努めてまいります。

最後に（３）佐久圏域障害者自立支援協議会についてのご質問にお答えいたします。

佐久圏域障害者自立支援協議会は、地域における障がい者への支援体制に関する情報共有や、関係機関の連携の緊密化、地域の実情に応じた体制整備の協議等を目的に、平成24年4月より、11市町村共同設置で佐久広域連合障害者相談支援センター内に事務局を置いて運営をしております。

これまでの自立支援協議会の活動による成果といたしましては、介護者の急病等により急な受入れに対応するため、圏域内の障がい者入所施設の輪番による緊急受入れ体制の整備や、小諸養護学校の生徒を対象とした就労支援体制の整備、精神障がい者ピアサポーターの養成、医療的ケア児等コーディネーターの配置に関する取組などがございます。

佐久圏域は南北に広く、また地域で抱えている課題も異なりますことから、令和2年度より協議会部会の運営の見直しを図りまして、課題別に設置しておりました専門部会の活動を休止し、地域性を重視し、市町村ごとの協議会を設け、協議を行っているところでございます。

具体的には、小諸市、佐久市、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町の2市4町と、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村の南佐久地域南部5か町村の7つの協議体を設けまして、協議体ごとに関係機関が連携して、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切かつ必要なサービスが、身近な場所で受けられるよう、障がい福祉サービス、相談支援体制の充実等に取り組んでおります。

7つの協議体における協議の概要でございますが、一例を申し上げますと、佐久市の協議体ではサービス利用希望者が増加しているため、計画相談支援につながりにくいといった課題がございます。

この課題解消に向けて、市と市内の相談支援事業所がそれぞれの役割を確認し、業務の効率化等について協議を行っております。

このほかにも、行政と事業者が協同で課題解決に向けた取組を始めていただいております。障害者相談支援センターもそれぞれの市町村とともに課題解消に努めておるところでございます。

センターの今後の運営に当たりましては、引き続き市町村ごとの協議体を中心に運営していきたいと考えておりますが、必要に応じまして圏域単位で会議を開催するなど、柔軟に対応していきたい

いと考えております。以上でございます。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 総論的には今の状況を把握できたように思います。

ここから一問一答でよろしいですね。

まず確認していきたいと思いますが、1番の成年後見支援について、いろんな状況、困難な状況については、現状把握の共通理解ができていんだらうなどは感じました。支援の必要な人の把握が課題であると答弁されたのは非常に画期的なことだったと受け止めています。

実際には、その内容としては、市町村や社協と情報を共有することで取り組んでいきたいと。ある意味広域ですから、そうしか答えられないんだらうなどは思いますけども、成年後見については、必要な人に必要な情報が届いていないなということが一番痛感される部分なんです。

相談に行かれる人はそれだけの課題意識も持っているし、その周り、家族であるとか親類の中でサポートを多少できる部分があるので、相談につながる。

ややもすると、一人暮らしだったり、家族中でハンデを持っているような場合には、なかなかそこに一歩つながらないという部分があるので、先ほど言われました、アウトリーチ的な状況把握というところは大きな意味があるだらうなと思っています。

具体的に自治体や社協と連携していくと言われましたけども、何をやるということまで言えないと思いますが、どんなイメージでそういうアウトリーチ的な状況把握を考えていらっしゃるのか、多少方向性でもあればお伺いしたいと思います。

○議長（柳澤 潔） 塩川成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 塩川さゆり登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（塩川さゆり） ただいまのご質問でございますが、実際に支援を行っておりますのが佐久市社会福祉協議会、それから市町村の窓口も、一時的な相談窓口になっております。

そこを結ぶという意味で広域連合の成年後見支援センターもございますので、その3者での中核機関といった言い方をしておりますが、その3者で一体となりまして、必要な支援者の方の把握に努めていきたいと考えております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） どうしても行政との縦割りの部分を、いつもネックだと感じているんです。そこを今回、この社協や各自治体の福祉課等々と連携していくということを基盤に、もっと強く打ち出すということで、ぜひ状況把握が一番できているのは市町村の福祉課ではないかとは思っていますので、ぜひ協力していくということを打ち出しながら、本当に困っている人に手が届くような形でのアプローチを提案していただければなと思っています。

と同時に、この点についてはどうしても法人後見が、社福法人に限られるという現状があります



ので、今のところ、経費的などころでできるのは社協なんだろうと納得はしています。

これをさらにほかの民間の社福法人に拡大していくということになれば、委託料なり何なりの経費が保障されなければ、ボランティア的に受けていくというのはかなり難しいだろうと思います。

だから、今数字的にも少し伸びてきているところですので、社協がもうこれ以上受け入れられないよという状況になったときに、またさらに一歩進むことを期待していきたいと思います。

次の、障害者相談支援センターについて伺います。

コーディネーターという言葉、私はこの相談支援センターができたときに初めて知りました。

コーディネーターなので、相談を受ける相談者ではなく、相談を受けた内容を、次のサービスにコーディネートする、そのための相談支援センターなんだということで、非常に期待した覚えがあります。

コーディネーターの皆さんといろいろ意見交流する中では、コーディネーターが初めに設置されたんですね。どうしても法律的に上から決められてきて、形がつくられてくるということはあるんですけども、この佐久圏域において、例えばコーディネートする、仕事先を紹介するための社会資源が非常に少なく、コーディネーターさんも四苦八苦している、その実情は当初から伺っています。

今現在、例えば佐久市においても、福祉的就労の場にも、ほとんどのところが定員オーバーして就労している。では、国が障がい者雇用の率をどんどんアップして、障がい者をもっと地域で受け入れなさいよという方針は出ていますけれども、実際にその雇用率だけをアップしても、地元の企業が障がい者雇用に一歩進まない、なかなかそれは数字として出てこないと感じているんです。

そういう意味では、そこに一歩いろんな手を差し伸べたり、指導、援助していくところが行政の役割としてあるのではないかと考えています。

その点では、ぜひコーディネーターさんが一人四苦八苦するだけではなくて、一般就労の道がこれをきっかけに広がっていくことを期待したいと思っています。

と、もう一点ここで言っておきたいのが、やはりどうしても縦割りで、コーディネーターにしても、最初県から予算措置はされて配置されて、今は重度の医療ケアの必要な子供たちのコーディネーターが配置された。これは必要に迫られたことだと思っています。

と同時に、どこでも指摘されてるのが、軽度の人と重度の人に今二極化していると。軽度の発達障がい、大人の発達障がいに対する支援策が急務であると言われてるんです。その中では、今、県の委託業務という形で、地域サポート・マネージャーが選定されています。そういった方たちと、多分ここは横に連携してということになると思うんですが、例えば大人の発達障がい等について、今一応存在しているサポート・マネージャー等々と連携して、例えば何か、今コロナでなかなか難しいと思いますけども、大人の発達障がいの人たちに向けての何かアピールだとか、イベントの設定だとかという形では考えているかとか、そういう方向性は探れませんか。

○議長（柳澤 潔） 塩川成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 塩川さゆり登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（塩川さゆり） ただいまのご質問でございますが、県では発達障がい者に対するサポート・マネージャーを各圏域ごとに、佐久圏域でも1人配置されています。

もちろん、障害者相談支援センターと連携を取りまして、サポート・マネージャーとも連携体制は取っております。ただ、具体的にサポート・マネージャーからの提案では、支援者の方々との、そういった集まりというようなことも検討はされておりましたけれども、どうしてもコロナの状況がございまして、具体的な支援の、そういった集まりのことがまだ計画されておられませんので、そこにつきましては、今後も連携を取りながら、コロナの状況も見ながら検討していきたいと考えております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） いろいろなことが進もうとしているときに、コロナでいろいろなことがみんなストップしているとは伺っています。アフターコロナにちょっと大きな前進があることを期待していきたいと思っています。

3つ目の自立支援協議会ですけれども、これがこれまで、どうしても机上の空論的な協議にならざるを得なかった部分から、各市町村単位で、かなり具体的な協議に入ったところだと認識しています。

ただ、これまで自立支援協議会から、先ほど答弁の中でも、そこからの提言で実現した部分、何個か紹介されておりました。でも、本当に数多くの提言の中では、なかなか協議の場に乗せられなかった課題が多々あると承知しています。

その意味では、今回市町村単位で、例えばこうあるべき、市町村で解決するもののあるだろうし、広域的なところで提案したいという部分もあるかと思います。

そうした提言は、ではそれは各市町村での自立支援協議会の協議、提言を受けて、広域連合としては、また新たにそれを集約し、検討し、返していく。また一定の方策を立てていくための協議会という協議体は、今あるんですか。それとも、これから予定はしているんですか。確認だけさせていただきます。

○議長（柳澤 潔） 塩川成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長。

〔成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長 塩川さゆり登壇〕

○成年後見支援センター・障害者相談支援センター所長（塩川さゆり） 自立支援協議会の関係でございますけれども、そちらにつきましては、1年の中で最低2度ずつは圏域全体での協議会は開催していくということで予定しております。

それとは別に、市町村ごとの協議会を今現在随時行っておりますので、市町村ごとの協議会から

上げられました課題につきまして、必要なものにつきましては自立支援全体での、自立支援協議会の中で協議をしていくということで予定はしております。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） 今ちょうど変化したばかりですので、今後ちゃんと注視していかないといけないと思っていますけども、逆に言うと、市町村ごとに自立支援協議会ができたので、今度は直接その自治体での対応策も求められるという道もできてきたのかなと思っています。自分のところでできる部分は自分のところで、広域に投げかけるところは投げかけて広域でという形になるかと思っていますので、またそっちの方向性が具体化することを期待していきたいと思っています。

最後に局長に提案したいと思っているんですけども、先ほども実情を把握するとか、それからいろんなところと情報共有すると言われました。私も、できるだけ以前からホームページをのぞくようにしているんですけども、今回に対しては、佐久圏域の障害者グループホーム紹介冊子というのが、これは自立支援協議会のくらし部会から提案されて、これまでの何度も提案されてきたんですけども、2020年にこういう形でホームページでダウンロードすることができるようになって、非常に充実した内容だなと感じています。

まだ不十分なところもありますし、情報提供、本当に困っている人に手を差し伸べるという意味では、今のところであればホームページの充実ってとても大きなツールだなと思うんですが、ぜひ情報提供という意味での、ここにアクセスすれば、例えば成年後見についてつながるとか相談支援について、ここに行けばいいんだみたいな情報提供、今もあるのは承知していますが、それぞれの項目で入ってるんですね。困っている人という形での提供のあり方として、ホームページの改善は検討をお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（柳澤 潔） 小林事務局長。

〔事務局長 小林聖登壇〕

○事務局長（小林 聖） 今、内藤議員より、広域連合のホームページ、情報は入ってるんですけどもということで、なかなか見る人によっては分かりづらかったり、また必要な情報になかなかどりにくいといったようなところがあるかと思います。

広域連合の事務局といたしましても、現在のホームページをリニューアルといったものをする中で、より情報に近づきやすいといいますか、より分かりやすいといったホームページのあり方などについても、これから進めながら障害のある方などに向けた、分かりやすい情報提供ということも心がけていきたいと思っています。以上です。

○議長（柳澤 潔） 8番、内藤議員。

○8番（内藤祐子） SDGsにも言われるような、一人も取りこぼさない様々な施策展開がこれから取られてくることかと思っています。状況も異なりますが、少しでも多くの人に今やっていることが知られること、そして様々なきめ細やかなサービスがさらに要求に基づいて膨らんでいくことを期

待して、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柳澤 潔） 内藤議員の質問は以上で終結いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

---

◎日程第8 議案質疑・討論・採決

○議長（柳澤 潔） 日程第8、これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第19号 専決処分の報告についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第19号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております、議案第19号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、ここで採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認め、討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第19号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第20号の質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号 令和2年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第22号の質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 令和2年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第23号の質疑を終結いたします。

次に、議案第24号 令和2年度佐久広域食肉流通センター特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第24号の質疑を終結いたします。

次に、議案第25号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、議案第28号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第28号の質疑を終結いたします。

---

#### ◎日程第9 議案委員会付託

○議長（柳澤 潔） 日程第9、議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会でご協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

ただいま付託いたしました議案審査のため、暫時休憩いたします。

（午後 3時01分）

---

○議長（柳澤 潔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 4時38分）

---

#### ◎日程第10 付託議案の委員長報告

○議長（柳澤 潔） 日程第10、付託議案の委員長報告を行います。

初めに、総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告願います。

1番、清水総務委員長。

〔総務委員長 清水喜久男登壇〕

○総務委員長（清水喜久男） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、その審査の結果をご報告申し上げます。

議員各位のお手元にご配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第20号令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について中、所管事項について、審査結果、原案認定でございます。

議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定について、審査結果、原案認定でございます。

次に、議案第25号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）について、審査結果は原案可決でございます。

議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）について、審査結果は原案可決であります。

なお、いずれの議案も全会一致により原案認定及び可決と決しました。

以上で総務委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 総務委員長から報告のありました4件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔総務委員長 清水喜久男降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより採決に入ります。なお、議案第20号につきましては、各常任委員会委員長報告終了後、討論、採決をいたしますので、ご承知願います。

これより、議案第21号、議案第25号、議案第26号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第21号 令和2年度佐久広域消防特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、総務委員長報告どおり決すにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第21号は、総務委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第25号 令和3年度佐久広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第25号は、総務委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第26号 令和3年度佐久広域消防特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第26号は総務委員長報告どおり可決されました。

次に、経済建設保健衛生委員会に付託した議案について、経済建設保健衛生副委員長から報告願います。

2番、田邊経済建設保健衛生副委員長。

〔経済建設保健衛生副委員長 田邊久夫登壇〕

○経済建設保健衛生副委員長（田邊久夫） 本定例会において、当委員会に付託されました議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

お手元にご配付されております委員会審査報告書にもありますとおり、議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について中、所管事項について、当委員会は原案認定するものと決しました。

次に、議案第24号 令和2年度佐久広域食肉流通センター特別会計歳入歳出決算認定について、当委員会は原案認定するものと決しました。

なお、いずれの議案も全会一致であったことを申し上げます。以上、報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 経済建設保健衛生副委員長からの報告がありました2件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔経済建設保健衛生副委員長 田邊久夫降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより、議案第24号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。



次に、議案第24号 令和2年度佐久広域食肉流通センター特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

経済建設保健衛生副委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、経済建設保健衛生副委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第24号は、経済建設保健衛生副委員長報告どおり認定されました。

次に、社会文教委員会に付託した議案について、社会文教委員長から報告を願います。

7番、神津社会文教委員長。

〔社会文教委員長 神津正登壇〕

○社会文教委員長（神津 正） 社会文教委員会における審査結果を報告申し上げます。

本定例会において、当委員会に付託されました議案は5件であります。

お手元の委員会審査報告書にありますとおり、議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定について中、所管事項については、審査結果、原案認定と決しました。

議案第22号 令和2年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定については、原案認定と決しました。

議案第23号 令和2年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定については、審査結果、原案認定と決しました。

議案第27号 令和3年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）については、原案可決と決しました。

次に、議案第28号 令和3年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第1号）については、原案可決と決しました。

なお、いずれの議案も全会一致により原案可決でありました。

以上で、社会文教委員長報告を終わります。

○議長（柳澤 潔） 社会文教委員長からの報告がありました5件を一括議題として、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

〔社会文教委員長 神津正降壇〕

○議長（柳澤 潔） これより、議案第22号、議案第23号、議案第27号、議案第28号について討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

次に、議案第 2 2 号 令和 2 年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 2 号は、社会文教委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第 2 3 号 令和 2 年度佐久広域救護施設特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 3 号は社会文教委員長報告どおり認定されました。

次に、議案第 2 7 号 令和 3 年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 7 号は社会文教委員長報告どおり可決されました。

次に、議案第 2 8 号 令和 3 年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第 1 号）についてを採決いたします。

社会文教委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、社会文教委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 8 号は社会文教委員長報告どおり可決されました。

これより、議案第 2 0 号 令和 2 年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定についての討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第20号 令和2年度佐久広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

各常任委員会委員長の報告は、原案認定であります。

本案は、各常任委員会委員長報告どおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（柳澤 潔） ご異議なしと認めます。

よって議案第20号は、各常任委員会委員長報告どおり認定されました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和3年佐久広域連合議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時50分)

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長      柳 澤      潔

署 名 議 員      出 浦 修 身

署 名 議 員      遠 山 隆 雄